

補正予算などを可決

平成27年第3回定例町議会が、9月8日から10日まで開催され、補正予算2件、条例改正など7件の議案が原案どおり可決されました。

各会計の補正予算

一般会計は、歳入歳出の予算に4,862万9,000円を追加し、予算の総額を44億149万5,000円としました。

国民健康保険特別会計は、歳入歳出の予算に715万2,000円を追加し、予算の総額を10億7,865万2,000円としました。

専決処分の承認

訓子府中学校野球部が釧路市などで開催された、第32回全日本軟式野球北海道大会に出場したことに伴い、大会派遣費用の専決処分が承認されました。

条例の改正

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、訓子府町個人情報保護条例および訓子府町手数料徴収条例の一部を改正しました。

教育委員会委員の任命

教育委員会委員1名が9月30日任期満了となることに伴い、飯田洋司氏の再任が同意されました。

規約の変更

北海道市町村総合事務組合および北海道市町村職員退職手当組合、北海道町村議会議員公務災害補償等組合の構成団体数の変更などにより、各組合規約の一部を変更しました。

各会計決算の認定

平成26年度の訓子府町一般会計、特別会計など各会計決算6件が決算審査特別委員会に付託されました。

平成26年度訓子府町財政健全化及び経営健全化の比率について、平成26年度訓子府町財政健全化及び経営健全化の比率について、監査委員の審査意見を添えて町長から報告がありました。

監査結果報告

財政的援助団体の監査結果について、「適正に執行されているものと認める」と監査委員から報告がありました。

出納検査結果報告

本年7月10日・8月11日・9月7日に実施の例月出納検査について、監査委員から「異状ないものと認める」と報告がありました。

行政報告
「教育費指定寄付金」についての行政報告がありました。



災害で被災された皆様に支援をお願いします

◇東日本大震災義援金総額 251万3,910円
(平成23年3月14日～平成28年8月31日)
町と議員の義援金は含まれていません
訓子府町の窓口の町社会福祉協議会では平成28年3月31日まで義援金をお受けしています。

町社会福祉協議会 ☎ 47-3536 総合福祉センター内

平成26年度財政健全化の基準と訓子府町の比率

財政健全化の比率	平成24年度	平成25年度	平成26年度	早期健全化基準
①実質赤字比率	—	—	—	15.0%
②連結実質赤字比率	—	—	—	20.0%
③実質公債費比率	11.6%	10.3%	8.8%	25.0%
④将来負担比率	—	—	—	350.0%
経営健全化の比率				早期健全化基準
①下水道事業資金不足比率	—	—	—	20.0%
②水道事業資金不足比率	—	—	—	20.0%

比率の「—」表示は、赤字などが無いことを示しています

※早期健全化基準は、国が定めた基準で、この比率を超えた場合には財政健全化計画の策定など、早期健全化の取り組みが義務付けられています。

平成26年度町の各会計決算審査

予算の執行・財政運営は適正

平成26年度の訓子府町一般会計・特別会計・公営企業会計（水道会計）について、訓子府町監査委員が8月6日から10日の3日間にわたり決算審査を行いました。

決算審査は、議会で決定された予算が適正に執行されたか、不適当な事項はないか、将来の財政運営に反映させる事項がないかを目的として、地方自治法と地方公営企業法に基づき毎年実施しているものです。監査委員2名による決算審査の結果は、審査意見書として、次のとおり町長に提出しました。

審査の結果と意見（概要）

平成26年度訓子府町一般会計・特別会計・公営企業会計（水道会計）の決算について内容を審査した結果、各会計の計数はいずれも正確であり、事務・事業も適期に執行され、予算の執行および財政運営は適正であると認めます。

今後、平成26年度完了の「財政健全化戦略プラン」の目的を継承しつつ、最終的には町民に資する財政運営となることを望みます。

また、上水道は町民生活にとって欠かすことのできない施設であり、今後とも安心・安定の経営を望みます。

財政的援助団体の監査

補助金事務は適正に執行

町から各団体に交付した補助金・交付金が適正に運用されたかを確認する財政的援助団体の監査を8月6日に訓子府町監査委員が行いました。

本年度は、「住環境リフォーム促進事業補助金」を対象に係書類の提出を求め、監査委員が町の担当課長などから聞き取りを行い、補助金などの執行状況を監査しました。

この監査の結果については、次のとおり町長に提出し、8月

12日付で公表しました。
【監査の結果】
補助金に関する事務については、適正に執行されているものと認めます。

「町財政健全化及び経営健全化の比率」を審査

経営健全化の比率など適正

平成26年度の「財政健全化及び経営健全化の比率等」について、訓子府町監査委員が8月6日に審査を行いました。

審査にあたっては、「健全化判断比率及び資金不足比率」の算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかなどを主眼に実施しました。

審査の結果

平成26年度の「健全化判断比率等」および、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めます。